新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 新潟県規則第39号

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則 新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則(昭和41年新潟県規則第82号)の一 部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「移動後号細目」という。)に対応する 同表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「移動号細目」という。)が存在する場合に は当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には当該移動 後号細目を加える。

| 改 正 後                        | 改 正 前                     |
|------------------------------|---------------------------|
| 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条    | 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条 |
| 第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のと      | 第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のと   |
| おりとする。                       | おりとする。                    |
| (1) (略)                      | (1) (略)                   |
| (2) 病院局に勤務する職員で次の職にあるもの      | (2) 病院局に勤務する職員で次の職にあるもの   |
| ア (略)                        | ア (略)                     |
| <u>イ</u> 地域機関(新潟県病院局組織規程第3条の |                           |
| 2に規定するものをいう。)の所長の職           |                           |
| <u>ウ</u> (略)                 | <u>イ</u> (略)              |

## 附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。